第１５号様式（第１１条関係）

覚 書

浄化槽設置者（以下「設置者」という。）及び浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）は、

浜松市浄化槽設置事業費補助金の交付を受けた浄化槽等に関し、下記の項目により覚書を締結

し、設置者と工事業者は信義誠実にこれを履行する。

１　設置者は、浄化槽法第７条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化

槽等の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、工事業者に対し相当の期間を定め

てその適合しない状態にあるもの (以下「不適合箇所」という。) の補修を請求し、又は

補修に代わる損害賠償を請求することができる。

　２　前項に定める請求は、浄化槽等の工事についての改善の指摘が、設置者の責めに帰すべき

事由に基づくものである場合にはすることができない。

　３　工事業者は、設置者から第１項の規定による不適合箇所の補修を請求された場合は、速や

かに行わなければならない。

以上、覚書の証として本書２通を作成し、当事者署名又は記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

設置者　　住所

氏名

工事業者　住所

氏名